

但小粟はむらなく、少厚きに利多し、粟は蒔時分と地ごしらへよくして、時節よくうへ合すれば、勝れて實多き物なり、誠に一粒萬倍とも云つべきならびなき上穀なり、土地よけいある所にては、力を盡して多く作るべし、又云、時節をはかりてうゆるは、物ごとの肝要にて、作人かならず心を用ゐる事なれども、此等のたねの至て細かなる物は、とかくうるほひなくては生せぬ物ゆへ、時分とうるほひを取失ふべからず、又すぐれて肥たる粟畠は、いか程も畦は、がんぎも廣くし、いかに薄く間引て、苗の時は牛馬もとをるやうにし、後はさかへ茂りて、きる物をなげかけても、少もたをれぬ程に作るべし、かくのごとく作り立たるには、其實一段に夫婦年中の食物程あるものなり、又苗の少き時きえたる所に、念を入うへつぎたるよし、或雨中にへらにて和らかにほり取根のそこねぬやうにうゆれば、痛ずして其まゝ、生付物也、

〔播磨風土記 賀古郡 鴨波里 土中 昔大部造等始祖古理賣耕此之野多種粟故曰粟々里、

〔續日本紀 元正 靈龜元年十月乙卯 詔曰 略 中 宜令百姓兼種麥禾男夫一人二段凡粟之爲物支久不

敗於諸穀中、最是精好、宜以此狀通告天下、盡力耕種、莫失時候、自餘雜穀、任力課之、若有百姓輸粟轉稻者、聽之、

〔續日本紀 元正 養老六年七月戊子 詔曰 朕以庸庸 虛紹承鴻業、尅己自勉、未達天心、是以今夏無

雨、苗稼不登、宜令天下國司、勸課百姓、種樹晚禾、蕎麥、及大小麥、藏置儲積、以備年荒、

〔三代實錄 十 貞觀九年三月廿五日乙丑 令大和國禁 今 據一本改 止百姓燒石上神山播蒔禾豆、

〔宜禁本草 五 乾 粟米 鹹微寒、陳者苦、解小麥毒、養腎氣、去脾胃中熱、益氣、解虛熱、利二便、煮粥性暖、忌

杏仁、陳者壓丹石熱治反胃、粟米粉丸服、炊飯主消渴口乾、孩子赤丹、研傅之、粟草灰抽錫量、衍義曰、粟

利小便、故益脾胃、

秫米 甘微寒、上寒熱、利大腸、此米最粘、故宜酒、不堪爲飯、治多淫瘡、多汁、主漆瘡、犬咬凍瘡、杵傅之、治

粟利用